

予算決算委員会第3回定例会（全体会） 会議録

日 時 令和2年9月18日（金曜日）

午後1時30分開会，午後3時30分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

1 開 会

2 議長あいさつ

3 協議事項

議案第56号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）

認定第 1号 令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和元年度土浦市水道事業会計決算の認定について

4 閉 会

出席委員（23名）

委員長 吉田 千鶴子

副委員長 海老原 一郎

委 員 久松 猛

委 員 内田 卓男

委 員 福田 一夫

委 員 柏村 忠志

委 員 吉田 博史

委 員 矢口 清

委 員 柳澤 明

委 員 柴原 伊一郎

委 員 篠塚 昌毅

委 員 小坂 博

委 員 鈴木 一彦

委 員 平石 勝司

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

委 員 塚原 圭二

委 員 勝田 達也

委 員 矢口 勝雄

委 員 目黒 英一

委 員	奥谷 崇
委 員	田子 優奈

欠席委員（１名）

委 員	寺内 充
-----	------

説明のため出席した者（０名）

事務局職員出席

局 長	小松澤	文 雄
次 長	天 貝	健 一
係 長	小 野	聡
主 査	寺 嶋	克 己
主 任	松 本	裕 司

傍聴者（０名）

○吉田（千）委員長 只今から、予算決算委員会を開催いたします。それでは、協議に入ります。審査の流れですが、まず、補正予算の分科会での審査結果の協議を行った後、同様に決算の審査を行います。それでは、補正予算分の協議から入ります。報告内容として、もっと付け加えた方が良い所、あるいは削除した方が良い所があればご指摘をいただき、報告書をまとめてまいりたいと存じます。その後、採決したいと思いますので、よろしくお願いいたします。発言者は議事録を起こす関係で発言を録音させていただきますので、マイクの使用をお願いします。それでは、協議事項の審査に入ります。議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。まず、議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）の歳入の審査結果を報告いたします。

○吉田（千）委員長 御報告申し上げます。議案第56号の内、付託されました歳入の審査において、議論された内容及び意見等を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ13億256万3,000円を追加するもので、総額を681億8,761万9,000円とするものであります。内容につきましては、第16款国庫支出金第2項国庫補助金は、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用の実現を図るための住基システム改修費に対する補助金の計上であります。第4項国庫交付金は、この度の補正予算の新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金の計上及び商工業振興に関連する県補助金の内示に伴う地方創生臨時交付金の減額の計上であります。このほか、市立幼稚園の消毒液等の購入費に対する教育支援体制整備に係る交付金の計上であります。第17款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金は、市立保育所及び私立保育園等の消毒液等の購入費に対する緊急包括支援事業費補助金の計上であります。第5目商工費県補助金は、5月臨時会の補正予算に計上した持続化給付金を拡充し、新たに対象とする家賃支援給付金及び6月定例会の補正予算に計上したプレミアム付商品券発行事業補助金に対する地域企業活力向上応援事業費補助金等の計上であります。第19款寄付金は、市内の高齢者施設に非接触型体温計を配布するための財源を集める手法として実施するガバメントクラウドファンディングによる、ふるさと土浦応援寄付金の増であります。第21款繰越金は、前年度の実質収支に合わせ、残余を計上するものであります。第23款市債は、消防本部の通信設備等を移設する工事費に対する消防設備整備事業費債の増であります。第3表地方債補正は、消防施設整備事業の事業費増に伴い、地方債発行限度額を増額するものであります。以上で報告を終わります。

○吉田（千）委員長 それでは、次に、総務市民分科会より、ご報告願います。

○今野総務市民委員長 御報告申し上げます。議案第56号の内、付託されました総務市民分科会所管分の審査において、議論された内容及び意見等を申し上げます。第1款議会費については、市議会のペーパーレス化等を図るためのICT導入に伴う消耗品費や通信運搬費等の計上であります。第2款総務費第1項総務管理費第5目広報広聴費については、県のテレワーク移住促進キャンペーンに同調して実施するテレワーク移住体験ツアーの催行の委託料であります。第9目企画費については、市内の高齢者施設に配布するガバメントクラウドファンディングに係る委託料であります。第10目事務管理費

については、当該タブレットでオンライン会議等に際して、資料作成及び会議時の修正及び閲覧等が1台で完結することから、事務の効率化が図れるため、事務処理用ソフトを購入するものであります。第24目財政調整基金費については、地方財政法第7条に基づく昨年度実質収支の2分の1の財政調整基金積立金であります。第28目公共施設等総合管理基金費については、昨年度実質収支を活用し、公共施設の改修・更新整備等に備える公共施設等総合管理基金積立金であります。第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費については、国外転出者のマイナンバーカード利用のための住基システム改修委託料であります。第8款消防費第1項消防費第1目常備消防費については、アルコールによる清拭消毒のできない箇所の除染を行うための備品や感染着など感染症対策用品購入費であります。第3目消防施設費については、改正されたハザードマップにおいて浸水のおそれのある通信設備等の移設工事費であります。全ての審査が終了したことから、分科会に付託された議案第56号の原案に対して、反対する意見を確認したところ、反対する意見はございませんでした。以上で報告を終わります。

○吉田（千）委員長 次に、文教厚生分科会より、ご報告願います。

○塚原文教厚生委員長 ご報告申し上げます。本定例会において、当文教厚生分科会に付託されました、議案1件につきましては、去る9月11日に分科会を開催し、執行部から詳細なる説明を求め、慎重に審査いたしました。以下、その審査の経過と結果について申し上げます。議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第8回)～第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款(民生費)、第9款(教育費)、第2表債務負担行為補正第3款民生費は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、特別支援学校等の臨時休業により、増加している障害児の保護者負担増に対する放課後等デイサービス利用者負担助成費、妊婦が公共交通機関での感染リスクを避けて移動するためのマタニティタクシー利用補助金、市立保育所の消毒液等の購入費及び私立保育園等の衛生用品購入に対する緊急包括支援事業費補助金等の計上であります。第9款教育費は、昨年度実質収支を活用し、学校施設の改修・更新整備等に備える市立学校施設整備基金積立金、市立幼稚園、小中学校の消毒液等の購入費、各地区公民館の和式トイレの蓋付き洋式トイレへの改修工事費の計上であります。第2表債務負担行為補正は、外国語指導助手派遣委託料について、契約期間満了により、来年度から再契約を締結するために債務負担行為の期間と限度額を追加するものであります。慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○吉田（千）委員長 次に、産業建設分科会より、ご報告願います。

○勝田産業建設委員長 御報告申し上げます。議案第56号の内、付託されました産業建設分科会所管分の審査の結果について申し上げます。第5款農林水産業費第1項農業費第8目農地費は、土浦土地改良区の施設更新工事が、国県補助の対象として認定されたことに伴う土地改良事業補助金の増であります。第7款土木費第4項都市計画費第1目都市計画総務費は、下水道事業会計の補正予算に伴う繰出金の増であり、原案どおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○吉田（千）委員長 各分科会委員長への質疑をお願いします。

(「なし」という声あり。)

○吉田(千)委員長 意見もないようなので、ここで採決をとります。議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第8回)は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○吉田(千)委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第8回)は、全会一致にて原案どおり決しました。ここで、報告書に盛り込んだ方がよい事項、削除した方がよい事項がありましたら何でも結構ですのでご意見をお願いします。

(「なし」という声あり。)

○吉田(千)委員長 意見も無いようなので、ここで委員長報告書をまとめてまいりますので暫時休憩とさせていただきます。

(午後1時48分 休憩)

(午後2時10分 再開)

○吉田(千)委員長 再開いたします。報告書がまとまりましたので、朗読させていただきます。

○吉田(千)委員長 令和2年第3回定例会において、当予算決算委員会に付託されました、議案第56号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第8回)について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。歳入については、全員で審査を行い、歳出については、分科会を設置し審査を行いました。今回の補正は、歳入歳出それぞれ13億256万3,000円を追加するもので、総額を681億8,761万9,000円とするものであります。歳入について申し上げます。第16款国庫支出金第2項国庫補助金は、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用の実現を図るための住基システム改修費に対する補助金の計上であります。第4項国庫交付金は、この度の補正予算の新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金の計上、及び、商工業振興に関連する県補助金の内示に伴う地方創生臨時交付金の減額の計上であります。このほか、市立幼稚園の消毒液等の購入費に対する教育支援体制整備に係る交付金の計上であります。第17款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金は、市立保育所及び私立保育園等の消毒液等の購入費に対する緊急包括支援事業費補助金の計上であります。第5目商工費県補助金は、5月臨時会の補正予算に計上した持続化給付金を拡充し、新たに対象とする家賃支援給付金及び6月定例会の補正予算に計上したプレミアム付商品券発行事業補助金に対する地域企業活力向上応援事業費補助金等の計上であります。第19款寄付金は、市内の高齢者施設に非接触型体温計を配布するための財源を集める手法として実施するガバメントクラウドファンディングによる、ふるさと土浦応援寄付金の増であります。第21款繰越金は、前年度の実質収支に合わせ、残余を計上するものであります。第23款市債は、消防本部の通信設備等を移設する工事費に対する消防設備整備事業費債の増であります。第3表地方債補正は、消防施設整備事業の事業費増に伴い、地方債発行限度額を増額するものであります。続いて、歳出について申し上げま

す。第1款議会費は、市議会のペーパーレス化等を図るためのICT導入に伴う消耗品費や通信運搬費等の計上であります。第2款総務費第1項総務管理費第5目広報広聴費は、県のテレワーク移住促進キャンペーンに同調して実施するテレワーク移住体験ツアーの催行の委託料であります。第9目企画費は、市内の高齢者施設に配布する非接触型体温計等を購入するために、ガバメントクラウドファンディング募集に係る委託料であります。第10目事務管理費は、タブレットでオンライン会議等に際して、資料作成及び会議時の修正及び閲覧等が1台で完結することから、事務の効率化が図れるため、事務処理用ソフトを購入するものであります。第24目財政調整基金費は、地方財政法第7条に基づく昨年度実質収支の2分の1の財政調整基金積立金であります。第28目公共施設等総合管理基金費は、昨年度実質収支を活用し、公共施設の改修・更新整備等に備える公共施設等総合管理基金積立金であります。第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費は、国外転出者のマイナンバーカード利用のための住基システム改修委託料であります。第3款民生費は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、特別支援学校等の臨時休業により、障害児の保護者負担増に対する放課後等デイサービス利用者負担助成費、妊婦が公共交通機関での感染リスクを避けて移動するためのマタニティタクシー利用補助金、市立保育所の消毒液等の購入費及び私立保育園等の衛生用品購入に対する緊急包括支援事業費補助金等の計上であります。第5款農林水産業費第1項農業費第8目農地費は、土浦土地改良区の施設更新工事が、国県補助の対象として認定されたことに伴う土地改良事業補助金の増であります。第7款土木費第4項都市計画費第1目都市計画総務費は、下水道事業会計の補正予算に伴う繰出金の増であります。第8款消防費第1項消防費第1目常備消防費は、アルコールによる清拭消毒のできない個所の除染を行うための備品や感染着など感染症対策用品購入費であります。第3目消防施設費は、改正されたハザードマップにおいて浸水のおそれのある通信設備等の移設工事費であります。第9款教育費は、昨年度実質収支を活用し、学校施設の改修・更新整備等に備える市立学校施設整備基金積立金、市立幼稚園、小中学校の消毒液等の購入費、各地区公民館の和式トイレを蓋付き洋式トイレへの改修工事費の計上であります。第2表債務負担行為補正は、外国語指導助手派遣委託料について、契約期間満了により、来年度から再契約を締結するために債務負担行為の期間と限度額を追加するものであります。以上のことから、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○吉田（千）委員長 以上です。これでよろしいでしょうか。最終日に議場にて委員長報告をさせていただきますが、委員長報告に対する質疑はできません。質疑がある場合は、この場でお願いします。

（「異議なし」という声あり。）

○吉田（千）委員長 次に、決算分の協議事項の認定第1号及び認定第2号の審査に入ります。まず、認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定についての歳入の審査結果を報告いたします。

○吉田（千）委員長 御報告申し上げます。

認定第1号の内、付託されました一般会計の歳入の審査において、指摘事項等を申し上げます。1点目、市税について徴収率の上昇がみられるが、税負担の公平性の観点から納税者の実態を十分把握し、収入未済額の早期解消を図るとともに、不納欠損措置については、引き続き適正な取り扱いに努めること。2点目、寄付金について、ふるさと土浦応援寄付金事業は自主財源の確保に有効であることから、返礼品やPRの方法について総務省の指導の範囲内で、さらなる収入増につながるよう検討を行うこと。3点目、諸収入については、地域改善対策住宅新築資金等貸付金の収入未済額の解消に向けて、未納者と十分話し合い、粘り強く返還を求めること。4点目、雑入については、収入未済額の中の商業近代化事業補助金返還金、いわゆる街路灯設置補助金は、未だに未回収の状態にあることや交付を受けた団体の中には既に解散している商店会もあるが、返還計画書を提出していただくなど、引き続き粘り強く回収に当たること。なお、不納欠損をする場合は、現状をよく調査し、返還をしている商店会に考慮して検討をすること。このほか、ネーミングライツ収入はさらなる収入増につながる要因となることから、新たなスポンサー企業の確保に努めること。以上で報告を終わります。

○吉田（千）委員長 それでは、次に、総務市民分科会より、ご報告願います。

○今野総務市民委員長 御報告申し上げます。認定第1号の内、付託されました総務市民分科会所管分の審査における、指摘事項について申し上げます。1点目、第2款総務費第2目人事管理費第13節委託料のストレスチェック事業委託料について、高ストレスを抱えている職員が全体の1割に上ることから、その要因の分析に努め、早期発見や気軽に相談できる環境づくりを行うことで職員の健康管理に努力するとともに適正な職員配置を検討すること。2点目、第3目職員研修費第19節負担金補助金及び交付金について、職員の研修派遣を積極的に行い職員の資質の向上及び人材育成を図ること。3点目、第4目文書費の公文書書庫移転事業について、近年の台風やゲリラ豪雨等の水害が想定される中、今回、移転をした穴塚書庫においても浸水する恐れがあることから、市の財産である公文書を水害から守る対策や、公文書のデジタル化を進めるよう検討すること。4点目、第8款消防費について、消防職員は、定数に満たない現状で活動しており、災害が多発している今日、防災力の強化が必要であることから、定数を満たすよう努めるとともに、消防団員においても地域の防災を図るため、さらなる広報活動等により団員の確保に努めること。当分科会に付託された認定第1号に対して、執行部から詳細なる説明を受け、慎重に審査した結果、ごみ袋の有料化について同意できないことから反対との意見が出されましたが、採決の結果、賛成6、反対1、の賛成多数で認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○吉田（千）委員長 次に、文教厚生分科会より、ご報告願います。

○塚原文教厚生委員長 御報告申し上げます。認定第1号の内、付託されました文教厚生分科会所管分審査における指摘事項について申し上げます。第3款民生費第2項児童福祉費について、引き続き待機児童解消に努めていくこと、認定こども園を市が進めていく中で、保育、幼児教育と児童館のあり方について、整合性がとれるような調査研究に努めること。産後ケア事業は良い事業であるので、利用が増えるように積極的な広

報に努めること。第4款衛生費第1項保健衛生費については、「妊婦・乳児健康診査時、検診を受けない乳児の両親等に対し、ネグレクトであることも考えられることから、検診を受けるよう、積極的な対応に努めること。第9款教育費6項保健体育費については、教職員のストレスチェックにおいて、約1割が高ストレス判定を受けている現状を踏まえ、判定者にはさらなる丁寧なケアに努めること。指摘事項については、以上でございます。認定第1号についての審査が終了したことから、当分科会に付託された認定第1号に対して慎重に審査した結果、公民館使用料に消費税増税分を上乗せされていたことや、公立保育所を民間に売却していたこと、国民健康保険について法定外繰り入れが前年より減っていることを理由により同意できないことから反対との意見が出されましたが、採決の結果、賛成6、反対1、の賛成多数で認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○吉田（千）委員長 次に、産業建設分科会より、ご報告願います。

○勝田産業建設委員長 御報告申し上げます。始めに、認定第1号の内、当分科会に付託されました所管分の審査の結果について、申し上げます。一般会計では、第5款農業水産業費第1項農業費第3目農業振興費において、有害鳥獣捕獲委託料が昨年度から半減していることについては、イノシシの捕獲数が減少したのではなく、国及び県の補助を報償費としたことによるものであり、イノシシの捕獲数は、増加しているとのことでした。特別会計では、駐車場事業特別会計歳入において、駐車場使用料が増となった要因を確認したところ、昨年度7月、駐車料金の見直しを行い、利用件数が増したことによるものでした。以上、認定第1号の内、当委員会に付託されました所管分の審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。続いて、認定第2号令和元年度土浦市水道事業会計決算の認定について、審査の結果を申し上げます。水道事業収益が減収となったことについては、工業用の大口使用者における使用水量の大きな減少が主な要因であることを確認しました。審査の結果、認定第2号については、全会一致で認定すべきものと決しました。当委員会からの報告は、以上となります。

○吉田（千）委員長 各分科会委員長への質疑をお願いします。

○鈴木委員 全体会の歳入の質問でもいいのかな。分科会に対しての質疑だけですか。

○吉田（千）委員長 大丈夫です。今まで、説明や質問のあったものについて。

○鈴木委員 歳入についても構わないね。

○吉田（千）委員長 大変失礼しました。ここでは、各分科会委員長への質疑ということになります。

○鈴木委員 歳入に関しては質疑できないの。直した方がいいとか。

○吉田（千）委員長 前回の全体会の中で、御質疑を投げかけたんですが、その時になかったということで、ここでは、各分科会委員長への質疑ということになりますので、ご了承願いたいと思います。

○鈴木委員 そこに重大な欠陥があるのに、そのまま行っちゃうのね。じゃあ。

○議会事務局次長 今、鈴木委員がおっしゃられているのは、歳入の委員長報告書で削除した方がいいかと。後は直した方がいいかとか。そういうお話ですね。このあと、

その話題に触れますので、その時にお願いしたいかと思います。

○鈴木委員 今は、分科会委員長のということね。

○吉田（千）委員長 すみません。この後ということで。意見も無いようなので、ここで採決いたします。認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定については、これを認定することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり。）

○吉田（千）委員長 1名異議ありの方がおられます。

○篠塚委員 すいません。今、鈴木委員から歳入の報告書の指摘事項があるんで、全体を認定するとおかしいので、この指摘をしてから、全体の認定かと思いますが。先ほど次長のお話でも、分科会の質問の後に、歳入の質問を受けるということでしたので、それをやってから認定の方に行っていたいただければと思います。

○吉田（千）委員長 失礼いたしました。ここで報告書に盛り込んだ方がよい事項、あるいは、削除した方がよい事項、ご指摘事項がございましたら、お伺いをしたいと思います。

○鈴木委員 これ、重大な指摘があるんですが、まず、4点目の7行目、8行目に、なお、不納欠損をする場合は、現状をよく調査し、返還をしている商店会に考慮して検討をすること。とこれだけ読むと、私は不納欠損を検討せよという。せよということはおかしいんだけど。不納欠損の検討ありきというふうに取れるんですよ。4点目はね。その前の3点目。地域改善対策住宅新築資金等貸付金のところには、不納欠損について触れていないんですよ。同じような未収額があるにも関わらず、片方は不納欠損の表記があって、片方にはない。ということになると。これはね、地域改善対策の地区に対しする差別であるというふうに、私は解釈してしまうんですが、おそらくこの点を質問した久松委員でしたっけ。そういった考えは全くない質問だったと思うんですよ。それがこういうふうに表示されるということは、非常によろしくないし、土浦市議会が差別をするような表現になるので、ここはもう一度検討された方がいいんじゃないかなあというのが、私の意見です。

○吉田（千）委員長 ただいま、鈴木委員から、3点目の諸収入の地域改善対策資金。それから4点目についての雑入の不納欠損に係る部分についてのご指摘がございました。これについて、3点目に入っていない不納欠損のこと。あるいは、4点目についての不納欠損をする場合に、不納欠損をせよというか。そこまではいかないだろうけれども、そういうふうな解釈も取れるよ。そういったご指摘かとおもいますが。この点に関して皆様からご意見があればお伺いをしたいと思います。

○柏村委員 4点目についてね、これは毎回出されているんですけども、1つは、既に解散している商店会もあるが、返還計画書を提出していただくなど、引き続き粘り強く回収に当たること。なお、不納欠損をする場合は、現状をよく調査し、返還をしている商店会に考慮して検討をすること。これは、文字面で見ればその通りですけど、実際にこれができるのかどうかね。できないことをね、毎年毎年並べることの意義がわからないので、ちょっと検討してください。

○久松委員 私は、1つは、このなお、不納欠損をする場合は、云々というところは、この行間に不納欠損はやむを得ないという認識が隠れているんですよ。したがって私はこのなお、不納欠損をする場合は、というのは削除すべきだと。それから、柏村委員の言ったのもよくわからないわけではないけれども、しかし、返還金の未収額が残っている以上、やっぱりこの指摘はする必要があるというふうに思います。

○柏村委員 久松委員が言われた、引き続き回収に当たることと。事実関係からこの指摘。その行間に不納欠損のことを考えられるということを言っていましたけれども。そもそもこれをどういう事実関係で、強く回収を求めるというふうになっていますけれども、毎回話が出ているようですが、この事実関係が、それを議論の素材に乗つけられるだけの根拠。これがあるのかなあと思っているんですね。

○久松委員 今の意味がわからない。事実関係を求める根拠があるのかどうかというのはどういう意味なんですか。

○柏村委員 ここに書いてある4点目の未だに未回収の状態にあることや交付、云々かんぬんで、解散している商店会もある。返還計画書を提出していただくなど、引き続き粘り強く回収に当たることということの。その実態というか。何をもってこの、そういうふうに。最後に、不納欠損を。

○吉田(千)委員長 柏村委員。よろしいですか。

○柳澤委員 商店会の話単独ではなくて、今、鈴木委員の話は。商店会の方には不納欠損を匂わせるもありだよと。一方で地域改善対策の方は不納欠損が全く匂っていないと。これでは不公平ではないかという話だと思うんだよね。であれば、じゃあどうしようか。この不納欠損を4番目で活かすのであれば、3番目にも同じような表現を付けるべきだろうというふうに私は聞いていたんですが。もう一回鈴木委員に説明してもらってもらえますか。

○鈴木委員 今、全く柳澤委員が言ったとおりなんだけれど。だから、どっちかなんですよ。不納欠損を3点目に入れば両方に入るから平等である。4点目の方から不納欠損が抜ければこれも平等である。どっちでもいいんです。ただ、この状態であると、地域改善対策の対象地区に対する差別を土浦市議会がしているというふうに取りられかねないから、注意してここを皆さんで考えていただきたいという提起を私はただけです。

○篠塚委員 平成30年度分の決算特別委員会における指摘事項処理状況という。その中に、商業近代化事業補助金返還金についての、一番最後の項目についてですね、時効が成立したため、各商店会の現状を十分に把握するとともに、返還が終了している商店会を考慮しながら、不納欠損についての検討を行ってまいりますという指摘があるので。それを踏まえてのこの報告かなと思うんですが、こういう指摘があって、こういう報告があったんで、この中の指摘事項に入れたのかなと思います。それを削除するかどうかは、皆様方の判断で考えていただければと思います。

○吉田(千)委員長 この質問に至った。先ほどありましたけれども、久松委員さんからの質問の中で、ただ今、久松委員さんから不納欠損については、この2行を削除していいのではないかというお話をいただきました。そういった中で鈴木委員さんのおっし

やる両方入れるのであれば、不納欠損を入れるのであれば、ちゃんと両方入れるべきではないか。そういうお話でしたので、この委員会としては、先ほど篠塚委員からのお話ありがとうございました。そういった決算のことも、もちろん重要な点ということでふれさせていただいたところではございますが、この委員会としては、2行削除をして、4点目ですね、最後の不納欠損をする場合については、誤解を招く。あるいは不納欠損をしてもいいのかという。そういう指摘にもつながりかねない状況もあるということで、ここについては2行削除をするという形で、3点目のそのまま、3点目の諸収入については、このまま活かすという方向でしたいと存じますが、皆さんからのご意見。

○柳澤委員 この2行を単純に削除すればそれでしょんしょんなんだろうけれども、しかし、今篠塚委員の方から、ちょっと読み上げた、これ30年。2年前。

○篠塚委員 昨年度。

○柳澤委員 昨年。前年度も既にね、この不納欠損云々で盛り込んであるということば、今年になってそれを抹消しちゃってちょっと変な話じゃないかという気がするんだよね。

○篠塚委員 市の方の方針です。市の方の答え。指摘事項に対しての答えです。

○柳澤委員 ああ、答えか。行政の方で不納欠損云々ということで盛り込んであるということであれば、これは、我々がそれに対してね、どうだこうだといまさら言ってみてもしょうがない。であれば、これはこのまま残してやって。この3番目のね、地域改善対策の方。もうこれもさっきいろいろ話を聞いたらば、新治の現状をね。まあ100%取れないだろうと、みんな高齢化しちゃって死んじゃった人もいるし。そういう話なので、こちらも同様にね、不納欠損の文言を入れてやれば、表面上バランスが取れるよね。取れる可能性があるんであればいいんだけど、取れないでしょ。これ新治は。

○久松委員 3番目の地域改善については、債務者が現在、存在しているわけだからさ、それで返還の強弱はあるにしても、返還はされているわけだから、これは、ここに不納欠損の云々を入れる必要がない。というふうに思いますよ。

○柳澤委員 対象は何件くらいでしたっけ。20件くらいあったんだっけか。

○久松委員 30件くらいだと思ったな。

○柳澤委員 30件。その30件のうちで、現在、分割で払っているのが2・3件でした。この前の説明ではね。

(「もうちょっとあった」という声あり。)

○柳澤委員 もうちょっとあったんだっけか。一方で、その名義人が亡くなっているお宅もあるという話もこないだ聞いたと思うのですが。

○吉田(千)委員長 そうですね。4件が大変厳しい状況であって。そのうちの1件の方が亡くなられて、その縁戚の方に今当たっているという現状。そうなんです。

○久松委員 亡くなった人にしたって、相続している人がいるわけだから。債務者が消えたわけではないのよ。

○柳澤委員 ならば、商店会の方も不納欠損消しちゃうんだね。執行部はそういつているけれども、議会としては消しなさいよと。そうしないと3番、4番のバランスが取れ

ないからということだよ。

○久松委員 そうしないと、先ほどの鈴木委員の意見にそぐわなくちゃ。

○島岡委員 3点目の資金の貸付金の未収に関しては。これは法律的に取れなくなるといふ場合が出て来るわけですよ。それは法律がちゃんと裁いてくれるということで、例えば、破産宣告をしたとか、そういった、こちらは貸付金で、相続人が居たりした場合は、自然に無くなるものではない。ただ法律でただ、もう破産ですから、なんですよということになれば、これは未収になるわけですが。4点目に関しては、実体のない商店会が実際あると。全く実体のない。実体のある商店会と実体のない商店会が存在するということですので、こちらでいいんじゃないかと私は思うんですけども。3点目に関しては法律の問題になってくると。4点目は実体がある商店会だったり、実体のない商店会が実際にあるということです。これでいいんじゃないかと思います。

○吉田（千）委員長 この問題について、ちょっと暫時休憩とさせていただきます。午後3時再開いたします。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時 再開）

○吉田（千）委員長 再開いたします。それでは、皆様方からのさまざまな意見を拝聴いたしました。問題提起もしていただいた鈴木委員にもお話を伺わせていただいて、結論として、まず1つは、この3点目、4点目についてなんですが、両方とも、差別するような思いは、まずはなかったということで。また、鈴木委員も大変このことで、というふうに、捉える側によって、立場によって、とても非常に繊細な部分があるという。そういうふうに私もお話を聞きながら鈴木委員の話を聞きながら、そういうふうに感じた次第でございます。差別的な発言は無いんだけど、やはりそこは、さまざまの今、コロナ禍にあって特にさまざま皆さんの気持ちが大変つらい。そういう状況下でございますので、結論を申し上げますと、3点目はこのまま。そして4点目についての不納欠損のところの2行ですね。ここは、なお、不納欠損をする場合は、現状をよく調査し、返還をしている商店会に考慮して検討をすること。この2行については、削除したいと思います。皆様それでよろしいでしょうか。鈴木委員どうでしょうか。

○鈴木委員 両方取る方向でいいと思います。

○吉田（千）委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいたいと存じます。その他、何かございますか。

○久松委員 そうなれば、この回収にあたること。のところは。回収に努めること。のようにした方がいいのかなという印象なんです。

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。粘り強く回収に努めること。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり。）

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。粘り強く回収に努めること。に変更させていただきたいと思います。その他、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○吉田(千)委員長 意見もないようなので、ここで採決をとります。認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定については、これを認定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり。)

○吉田(千)委員長 田子委員。

○田子委員 異議の理由でよろしいでしょうか。

○吉田(千)委員長 はい。

○田子委員 公民館などの使用料に消費税増税分が上乗せされていたこと。それから、公立保育所の売却が行われたこと。国保への法定外繰入金が減額されたこと。それから、家庭ごみの有料化事業。こういった主なものを申し上げまして、私は反対と申し上げたいと思います。

○吉田(千)委員長 それでは、ここで採決をとります。賛成の方は挙手を願います。

(内田委員，福田委員，柏村委員，吉田(博)委員，矢口(清)委員，柳澤委員，海老原委員，柴原委員，篠塚委員，小坂委員，鈴木委員，平石委員，下村委員，今野委員，島岡委員，塚原委員，勝田委員，矢口(勝)委員，目黒委員，奥谷委員)

○吉田(千)委員長 反対の方は挙手を願います。

(久松委員，田子委員)

○吉田(千)委員長 反対2，賛成20でございます。認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。次に、認定第2号の採決に移ります。認定第2号令和元年度土浦市水道事業会計決算の認定については、これを認定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり。)

○吉田(千)委員長 田子委員。

○田子委員 理由としましては、現金預金。未収金、合わせてもこれが総務省の示す指標よりも過大であるということを理由に反対をしたいというふうに思います。

○吉田(千)委員長 はい。それでは、採決をとります。認定第2号令和元年度土浦市水道事業会計決算の認定について、賛成の方は挙手を願います。

(内田委員，福田委員，柏村委員，吉田(博)委員，矢口(清)委員，柳澤委員，海老原委員，柴原委員，篠塚委員，小坂委員，鈴木委員，平石委員，下村委員，今野委員，島岡委員，塚原委員，勝田委員，矢口(勝)委員，目黒委員，奥谷委員)

○吉田(千)委員長 反対の方は挙手を願います。

(久松委員，田子委員)

○吉田(千)委員長 賛成20，反対2でございます。よって、認定第2号令和元年度土浦市水道事業会計決算の認定については、認定することに決しました。ここで委員長報告書をまとめてまいりますので暫時休憩とさせていただきます。

(午後3時10分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○吉田（千）委員長 再開いたします。報告書がまとまりましたので、朗読させていただきます。

○吉田（千）委員長 令和2年第3回定例会において、当予算決算委員会に付託されました認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号令和元年度土浦市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本委員会は、全議員をもって設置され、一般会計の歳入については全体会で審査をし、一般会計の歳出、及び特別会計並びに水道事業会計については、各常任委員会を単位とする分科会をもって、詳細に内容を審査いたしました。審査にあたりましては、本件認定に係る予算が議会の議決の趣旨に則り、適正かつ効率的に執行され、市民の信託に十分応えるものとなっているかなどの諸点に留意し、その内容については、監査委員の決算審査意見書を参考としながら、執行部から会計管理者、関係部課長等の出席を求め、決算書及び審査資料に基づき詳細な予算執行状況の説明を受け、種々質疑応答を行うなどその内容について慎重に審査を行ったほか、旧宋塚小学校跡地に移転をした公文書書庫移転事業を始め3事業の現地調査を行いました。その結果、付託されました認定第1号令和元年度土浦市歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号令和元年度土浦市水道事業会計決算の認定については、2名の反対がございましたが、賛成多数で認定すべきものと決しました。なお、委員会の審査を通じ、今後の市政運営上留意すべき事項として出された意見は次のとおりであります。【審査意見】1 一般会計歳入について（1）市税について、市民税、固定資産税は、徴収率の増が図られ、増収傾向にあるが、応能・応益負担及び公平性の観点から、さらなる税率の向上に努めること。（2）寄付金について、ふるさと土浦応援寄付金事業は自主財源の確保に有効であることから、返礼品やPRの方法について総務省の指導の範囲内で、さらなる収入増につながるよう検討を行うこと。（3）諸収入については、地域改善対策住宅新築資金等貸付金の収入未済額の解消に向けて、未納者と十分話し合い、粘り強く回収に努めること。（4）雑入については、収入未済額の中の商業近代化事業補助金返還金、いわゆる街路灯設置補助金は、未だに未回収の状態にあることや交付を受けた団体の中には既に解散している商店会もあるが、返還計画書を提出していただくなど、引き続き粘り強く回収に努めること。また、ネーミングライツ収入はさらなる収入増につながる要因となることから、新たなスポンサー企業の確保に努めること。2 一般会計歳出について（1）第2款総務費第2目人事管理費第13節委託料のストレスチェック事業委託料については、高ストレスを抱えている職員が全体の1割に上ることから、その要因の分析に努め、早期発見や気軽に相談できる環境づくりを行うことで職員の健康管理に努力するとともに適正な職員配置を検討すること。（2）第3目職員研修費第19節負担金補助金及び交付金については、職員の研修派遣を積極的に行い職員の資質の向上及び人材育成を図ること。（3）第4目文書費の公文書書庫移転事業については、近年の台風やゲリラ豪雨等の水害が想定される中、今回、移転をした宋塚書庫においても浸水する恐れがあることから、市の財産である公文書を水害から守る対策や、公文書のデジタル化を進めるよう検討すること。（4）第3款民生費第2項児童福祉費について、引き続き

待機児童解消に努めていくこと。認定こども園を市が進めていく中で、保育、幼児教育と児童館のあり方について、整合性がとれるような調査研究に努めること。(5) 第3款民生費第2項児童福祉費について、産後ケア事業は良い事業であるので、利用者が増えるように積極的な広報に努めること。(6) 第4款衛生費第1項保健衛生費については、妊婦・乳児健康診査時、検診を受けない乳児の両親等に対し、ネグレクトであることも考えられることから、検診を受けるよう、積極的な対応に努めること。(7) 第8款消防費については、消防職員は定数に満たない現状で活動をしており、災害が多発している今日、防災力の強化が必要であることから、定数を満たすよう努めるとともに、消防団員においても地域の防災を図るため、さらなる広報活動等により団員の確保に努めること。(8) 第9款教育費第6項保健体育費について、教職員のストレスチェックにおいて、約1割が高ストレス判定を受けている現状を踏まえ、判定者にはさらなる丁寧なケアに努めること。4まとめ。ただいま本認定案件に係わる審査の経過と結果についてご報告申し上げました。令和元年度の我が国の経済情勢は、緩やかながらも景気回復基調で推移していたとされておりました。海外経済の動向と国際情勢の不確実性により回復基調を実感できるまでには至りませんでした。本市においては、厳しい財政状況の折、消費税増税により更に厳しい財政運営を余儀なくされた中、優先的に行うべき大規模な施設更新事業を推進するなどの行財政運営となりました。今後については、新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の大幅な落ち込みが予想され、更なる財政状況の悪化が懸念されることから、持続可能な財政運営を確立することを最重要課題とし、経常経費の徹底した見直しと削減に取り組むなど、健全な財政運営に努められたい。なお、コロナ禍の中、市民からこれまでにない切実な要望が多く寄せられており、それらに適格に応えていかなければならないことから、執行部においては、本委員会で論議された事項を踏まえ、事業の必要性、効率性を見極め、適正な予算編成と効果的な予算の執行に努めることを強く要望し、予算決算委員会の報告といたします。

○吉田（千）委員長 以上です。

○塚原委員 2ページの(3)先ほどは粘り強く回収に努めること。と言ったと思うんですね。これ返還に努めることだと市役所が返還するのか。はい。これだと粘り強く回収に努めること。の方がいいのではないのでしょうかということです。

○吉田（千）委員長 そのとおりでございますね。ありがとうございます。

○勝田委員 今のところですが、3と4の整合性を考えるのであれば、全く同じ文言で引き続き粘り強く回収に努めること。にすればいろいろ変化が無くていいのではないかと思いますけれどもいかがですか。今までもやっていたんでしょうから。今までやってなくて、これから粘り強くやれではなくて。引続きやってくれと。いうことがいいかなと思うんですけれどもいかがでしょう。

○吉田（千）委員長 そうですね。引続きを入れたいと思います。その他、ありますか。

○柏村委員 2ページの今のところの(3)のね地域改善資金等って入るといろいろ拡大的な解釈もできるので、資金貸付金の収入云々と。

○吉田（千）委員長 大変恐縮ではございますが、これは決算書のとおりなんです。

○柳澤委員 そういう表題で貸しているんだよ。

○柏村委員 今日は止めます。それから３ページの消防云々かんぬんで、定数を満たすように努力すると。これはいいですね。ともにじゃなくて。消防団員については云々かんぬん。ともにというとね。なんだこれは。消防を増やすという主体と、その同じ人はお前らもやれというふうに取れるんじゃないですかね。だから、努める。で消防団員において。

○吉田（千）委員長 これでよろしいかと思しますので。並列に並ぶということでもよろしいかと思しますので。すいません。

○平石委員 私の勘違いでしたら申し訳ないんですけども。４款と９款の衛生費と教育費の間が抜けているような気がするんですが、それは大丈夫ですか。産業建設分科会の農業水産業費とか。３ページの。

○議会事務局次長 今のご指摘ですけれども、５・６・７款ですか。指摘事項が無かったということで、こちらに記載がないということです。

○吉田（千）委員長 委員長報告に入っていないということですね。ありがとうございます。それでは議場では先ほどの議案第５６号補正予算と、認定１号及び認定２号についてを続けて報告させていただきます。なお、字句の整理については、委員長にお任せいただきますようお願いいたします。以上で予算決算委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。